

平成 2 9 年 9 月

射水市議会定例会議案
(議員提出議案)

目 次

議員提出議案第2号	射水市議会基本条例の制定について
議員提出議案第3号	射水市議会会議規則の一部改正について
議員提出議案第4号	精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書
議員提出議案第5号	道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書

議員提出議案第 2 号

射水市議会基本条例の制定について

射水市議会基本条例を次のように定める。

平成 29 年 9 月 22 日 提 出

提出者	射水市議会議員	津田	信人
		”	澤村 理
		”	中村 文隆
		”	山崎 晋次
		”	石黒 善隆
		”	吉野 省三
		”	菊 民夫
		”	津本二三男

射水市条例第 号

射水市議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）

第 2 章 議員の活動原則（第 5 条 第 7 条）

第 3 章 議案及び政策の審議及び調査（第 8 条 第 18 条）

第 4 章 議会と市民との関係（第 19 条 第 23 条）

第 5 章 議会の機能強化（第 24 条 第 27 条）

第6章 見直し手続（第28条）

附則

射水市議会（以下「議会」という。）は、射水市民（以下「市民」という。）から選ばれた多人数による合議制の機関であり、同じく市民から選ばれた独任制の機関である射水市長（以下「市長」という。）とともに、地方自治における二元代表制の一方を担っている。

また、議会は、市民の多様な意見を市政に反映できるという特徴を生かしながら、市民福祉の向上及び市勢の伸展に重責を負う意思決定機関である。

少子高齢化の進展により人口が減少する中、持続可能なまちづくりを目指す射水市において、議会は、適切な行財政運営が行われるよう行政を監視するだけでなく、市勢の伸展のために積極的な議会活動を行わなければならない。

よって、ここに、議会が市民の負託に応え、期待される使命を果たすため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の運営等に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を

尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

(基本理念)

第3条 議会は、市民に開かれた信頼される議会を構築するとともに、市民福祉の向上及び市勢の伸展に全力を挙げるものとする。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次に掲げる基本方針を実現するものとする。

- (1) 議会の活動を通じて得た市民の声を市政に反映すること。
- (2) 適正な市政運営が行われているかを注意深く監視し、評価すること。
- (3) 議会に関する情報公開を積極的に行うこと。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第5条 射水市議会議員(以下「議員」という。)は、市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、議会活動を通じて、市民の負託に応えるものとする。

2 議員は、議会がその権能を十分に発揮できるよう日常の調査及び研修活動を通じて自己研鑽に努めるものとする。

3 議員は、常に公明正大な議会活動を行い、市民へその内容を公開するよう努めるものとする。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行うものとする。

(政治倫理)

第7条 議員は、市民の代表者として高い倫理観を持つとともに、射水市議会議員政治倫理条例(平成27年射水市条例第35号)の規定を遵守しなければならない。

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(議決事件)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、射水市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定及び変更に関することとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(議員間の討議による合意形成)

第9条 議会は、議案及び政策提案に関して審議し、結論を出す場合にあっては、必要に応じ、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くすものとする。

(委員会)

第10条 議会は、市政の課題に対し、的確に対応するため、委員会の専門性及び機動性等の特性を生かし、その機能を十分発揮できるよう適切な運営に努めなければならない。

(政策討論会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するた

め、必要に応じて、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

(会議における質疑応答)

第 1 2 条 議会審議における質問、質疑、答弁等は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(反問権)

第 1 3 条 議会審議において、議員の質問及び質疑に対し、答弁をする者は、論点の明確化と議論の充実を目的に議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

(専門的知見の活用)

第 1 4 条 議会は、法第 1 0 0 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を、必要に応じて活用するものとする。

(公聴会等)

第 1 5 条 議会は、市民等の意見及び有識者の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるため、法第 1 1 5 条の 2 (法第 1 0 9 条第 5 項において準用する場合を含む。) に規定する公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

(重要政策等の説明要求)

第 1 6 条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を決定するときは、

あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

(政策提言等)

第17条 議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長に対して政策提言を行うとともに、その政策立案機能の強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第18条 議員は、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図る活動のため、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及びその他の活動を行うものとする。

2 議員は、射水市議会政務活動費の交付に関する条例(平成28年射水市条例第50号)の定めるところにより、交付を受けた政務活動費を適正に使用するとともに、その使途を明確にすることにより、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

第4章 議会と市民との関係

(情報公開)

第19条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努めなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則として公開するものとする。

(請願等主旨の聴取)

第20条 議会は、請願及び陳情の審議等においては、その趣旨を十分に理解するために、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けることができる。

(議会報告会)

第 2 1 条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行う場を設けるものとする。

(広報委員会)

第 2 2 条 議会は、広報機能の充実のため、議員で構成する広報委員会を設置する。

2 広報委員会に関し必要な事項は別に定める。

(市民意見の反映)

第 2 3 条 議会は、議員提案条例等に関し、パブリック・コメントの実施等様々な手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

第 5 章 議会の機能強化

(議員研修の充実)

第 2 4 条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

第 2 5 条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制執務能力の充実に努めるものとする。

(議会図書室)

第 2 6 条 議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書に

努めるものとする。

(災害時の議会対応)

第 27 条 議会は、災害時においても、議会機能を適切に維持しなければならない。

2 災害時における議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 見直し手続

第 28 条 議会は、一般選挙を経た任期開始毎に、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討するとともに、見直しが必要と判断したときは、市民等の意見を聴取し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める
条例の廃止)

2 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める
条例 (平成 26 年射水市条例第 1 号) は、廃止する。

議員提出議案第 3 号

射水市議会会議規則の一部改正について

射水市議会会議規則の一部を次のように改正する。

平成 29 年 9 月 22 日 提 出

提出者	射水市議会議員	津田	信人
		”	澤村 理
		”	中村 文隆
		”	山崎 晋次
		”	石黒 善隆
		”	吉野 省三
		”	菊 民夫
		”	津本二三男

射水市議会規則第 号

射水市議会会議規則の一部を改正する規則

射水市議会会議規則（平成 17 年射水市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

広報委員会	議会の広報について協議 又は調整を行うため	広報委員	委員長
-------	--------------------------	------	-----

附 則

この規則は、射水市議会基本条例（平成 29 年射水市条例第 号）の施行の日から施行する。

議員提出議案第4号

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める

意見書

射水市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年9月22日 提出

提出者	射水市議会議員	伊勢	司
		石黒	善隆
		瀧田	孝吉
		島	正己
		吉野	省三
		奈田	安弘

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める
意見書

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、「障害者の権利に関する条約」が批准され、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月 1 日に施行された。

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

このため、鉄道、バスを始めとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするものであって、精神障がい者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

よって、射水市議会は、国会及び政府に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障がい者も、身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とすることを働き掛けるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 22 日

射水市議会

議員提出議案第5号

道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ

措置の継続に関する意見書

射水市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年9月22日 提出

提出者	射水市議会議員	伊勢	司
		石黒	善隆
		瀧田	孝吉
		島	正己
		吉野	省三
		奈田	安弘

道路整備予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ 措置の継続に関する意見書

道路は、豊かな国民生活や活力ある産業、経済、社会活動を支える最も基礎的な社会資本である。

射水市では、道路ネットワークの強化はもとより、地域活力の創出に資する交通利便性の高いまちづくりを目指して道路整備を進めているものの、幹線道路の一部未整備区間があることや、慢性的な交通渋滞箇所があることなど、いまだ不十分な状況にある。

また、北陸新幹線開業による効果を持続・深化させ、観光振興、産業・地域活性化の取組みを加速し、地方創生を実現するためには、地方の創意工夫を最大限に活かした地域づくりと地方への人の流れをつくるネットワークの形成が重要であり、近年頻発する大規模な地震災害を踏まえ、国全体としてのリスク分散による強靱な国土づくりを目指すうえでも、道路整備の一層の推進が極めて重要である。

このようなことから、住民生活の安心・安全の確保や地域経済の活性化に不可欠な地方の道路整備等を着実に進められるよう、道路整備予算の総額を確保することが必要であり、特に、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定による補助率等の嵩上げ措置が平成29年度で終了し、国道や都道府県道、市町村道の補助率等が平成30年度から低減されることは死活問題である。

よって、国会並びに政府におかれては、地方における道路整備の現状とその必要性を十分認識され、道路整備のための安定的な財源を確保されるよう、次の事項の実現を強く要望する。

記

- 1 道路整備に対する国民のニーズが依然として高いことを踏まえて、必要な道路整備予算の総額確保を図ること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。
- 3 さらに、地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

射水市議会